

日本薬科大学学則

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法、学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、豊かな人間性と確かな倫理観を兼ね備えた有能かつ創造的人材を育成することを目的とする。このことにより、薬学の深化、文化の向上、人類の福祉、地域社会の振興に貢献することを使命とする。

(自己点検及び自己評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究及び社会貢献の前条の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検及び自己評価の細部については別に定める。

第 2 章 学部及び学科

(学部及び学科)

第 3 条 本学に薬学部薬学科(6年制)及び医療ビジネス薬科学科(4年制)を置く。

2 学科の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬 学 科	260 人	1,560 人
	医療ビジネス薬科学科	90 人	360 人
合 計		350 人	1,920 人

(教育目標及び研究目標)

第 4 条 人材の養成に関する目標を次のとおりとする。

(1) 教育目標

ア 薬学科

創造的医療人、時代と地域社会に適応できる医療人、惻隱の心をもつ医療人、総合医療を実践できる医療人の養成を目標とする。

イ 医療ビジネス薬科学科

薬学の広い知識をもち、医療関連産業および医療機関に従事し、地域社会

における公衆衛生の向上と国民の福祉・健康の増進に貢献できる人材の養成を目標とする。

(2) 研究目標

ア 基礎薬学研究の推進

深い洞察に基づく、基礎薬学研究を積極的に推進する。

イ 応用薬学研究の発展充実

基礎研究を基盤とした応用薬学研究を発展充実させ、医療や福祉の増進に貢献する。

ウ 国際社会や地域社会との連携

国際社会や地域社会と連携した学術研究を推進する。

エ 統合医療の実現を目指した研究の推進

統合医療の実現を目指して、特色ある研究を推進する。

第 3 章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 5 条 本学の修業年限は、薬学科にあつては6年とし、医療ビジネス薬科学科にあつては4年とする。

(在学年限)

第 6 条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、同一学年に3年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第 7 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 8 条 学年を分けて次の2期とする。ただし、学長が教育上必要と認めたときは、この期間を変更することができる。

前期 4月 1日から9月30日まで

後期 10月 1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 9 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 学園創立者記念日（10月20日）

(4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月 1日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年 1月7日まで

- 2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、授業を行うことができる。
また、休業日を臨時に定めることができる。

第 4 章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第 10 条 授業科目の区分は次のとおりとする。

- (1) 薬学科は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。
(2) 医療ビジネス薬科学科は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 本学における各学科の授業科目及び単位数は別表-1 のとおりとする。ただし、教授会の意見を聴いて学長が一部変更することがある。

第 5 章 履修方法及び単位算定基準

(履修方法及び単位数の上限)

第 11 条 学生は、各年次に体系的に配当された所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 各学年で修得できる単位数の上限は、42単位とする。

(卒業要件単位数)

第 12 条 本学の卒業に必要な単位数は、薬学科にあつては総計187単位以上、医療ビジネス薬科学科にあつては総計124単位以上とする。

(履修科目の届出)

第 13 条 学生は、指示された場合には選択履修希望の授業科目を届出なければならない。

(授業科目再履修の不認)

第 14 条 既に単位を修得した授業科目については、再履修を認めない。

(単位の算定)

第 15 条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定する。

- (1) 講義及び演習については、特別に定めのある場合の外は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間により1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 前項の規定に関わらず、薬学科授業科目のうち実務事前学習、実務事前実習、実務実習及び両学科の卒業研究は、別表-1に定める単位とする。

(1年間の授業期間)

第 16 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(メディアを利用して行う授業)

第 17 条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第 6 章 単位の授与

(単 位)

第 18 条 履修科目について試験を行い、その試験に合格した者には原則として所定の単位を与える。ただし、論文、報告書、その他をもって試験に代えることができる。

2 実習、演習、実技等については平常の成績により認定することができる。

3 単位授与の詳細については、別に定める。

(単位互換および本学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第 19 条 他大学又は短期大学における授業科目の履修等について、教育上有益と認められるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるものに限り、当該単位を本学において修得したものとして認定することができる。ただし、合計単位数が30単位を超えない範囲で行うものとする。

3 大学以外の教育施設等で修得した大学教育に相当する水準を有すると認められる知識及び技能又はこれらと同等以上の社会評価を有する成果については、別に定める規程により単位を認定することができる。

(成 績)

第 20 条 成績の評価は秀、優、良、可、不可及び失格の6種をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可及び失格を不合格とする。

(そ の 他)

第 21 条 この章及び第 5 章に定めるものの外、科目の履修と成績評価等については、別に定める。

第 7 章 卒業及び学位

(卒 業)

第 22 条 第 5 条に規定する修業年限以上在学し、第 12 条に規定する単位を修得した者には、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学 位)

第 23 条 学長は、卒業を認定した者に対して、薬学科にあつては学士（薬学）、医療ビジネス薬科学科にあつては学士（医療ビジネス薬科学）の学位を授与する。

第 8 章 入学、再入学、編入学、転入学

(入学の時期)

第 24 条 入学の時期は学年始めとする。

(入学資格)

第 25 条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者（規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上

の学力があると認めた者で、18歳に達した者
(入学者の選考)

第 26 条 本学に入学を志願する者は、所定の手続きにより願出なければならない。

2 入学者の選考は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(再入学)

第 27 条 再入学を願出た場合、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

2 再入学の時期は学年の始めとする。

(編入学)

第 28 条 次の各号の一に該当する者が、本学に編入学を願出たときは、学部欠員がある場合又は教育上支障がないと認められる場合は、編入学検定を実施し、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に編入学を許可することがある。編入学検定の方法は別にこれを定める。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学または高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上であるものに限る。)を修了した者及び修了見込みの者

2 編入学の時期は、原則として学年始めとする。

(転入学)

第 29 条 他の4年制又は6年制大学の在学学生で本学に転入学を希望する者があるときは、学部欠員がある場合又は教育上支障がないと認められる場合は、教授会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。

2 転入学の時期は、原則として学年始めとする。

(授業科目と単位数の取扱い、修業年限)

第 30 条 再入学、編入学、又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目と単位数の取扱いは、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

2 修業年限は、第5条の規定にかかわらず教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(入学、再入学、編入学、転入学をしようとする者の手続)

第 31 条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願し合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及び住民票記載事項証明等を提出するとともに、入学金等所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、所定の期日までに前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 既納の納入金は、原則として返還しない。ただし、入学前の所定の期日までに入学辞退を申し出た者の入学金を除く納入金についてはこの限りでない。

第 9 章 休学、復学、留学、転学科、退学、転学及び除籍

(休 学)

第 32 条 学生は、病気又はその他特別の事由のため引続き 1 か月以上修学不能のとき、所定の手続きにより学長の許可を得てその年次に限り休学することができる。

(休学期間)

第 33 条 休学は 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者に限り、さらに 1 年を限度としての休学を許可することがある。

2 休学期間は第 6 条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 34 条 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、原則として学年始めとする。

(留 学)

第 35 条 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 6 条に定める在学年限に含めることができる。

3 外国の大学又は短期大学で修得した単位の認定については、第 19 条の規定を準用する。

(転学科)

第 36 条 所属学科から他学科へ転学科を志願する者があるときは、転学科を志願する学科に欠員がある場合又は教育上支障がないと認められる場合は、所定の手続きにより学長が転学科を許可することがある。

(退 学)

第 37 条 学生が退学しようとするときは、所定の手続きにより願出するものとし、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(転 学)

第 38 条 他の大学に転学を志願しようとする者は、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第 39 条 学長は、次の各号の一に該当する者を教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

- (1) 第 6 条に定める年限を超える者
- (2) 第 33 条に定める休学期間を超える者
- (3) 死亡又は 1 年以上行方がわからない者

- (4) 猶予の許可なく授業料その他納入金を滞納し、又は猶予期間が経過してもこれを納付しない者

第 10 章 科目等履修生、委託生、研究生、及び外国人学生

(科目等履修生)

第 40 条 学部所定の科目中、1 科目、又は数科目について履修を希望する者があるときは、学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上学長が履修を許可することがある。

- 2 履修を出願できる者は、第 25 条の規定により本学に入学の資格を有する者に限る。
- 3 科目等履修生で履修した科目の試験に合格した場合は、所定の単位を与える。
- 4 科目等履修生として在学した期間は、第 6 条に規定する在学年限には算入しない。
- 5 科目等履修生として取得した単位は、第 12 条に規定する卒業要件単位数には算入しない。

(証 明)

第 41 条 科目等履修生の履修した科目の成績について、本人の願い出により成績証明を交付する。

(期 間)

第 42 条 履修を許可する期間は、1 年又は前期、後期の 1 期間とする。ただし、その都度願い出により、引続き履修することを許可することがある。

(委託生)

第 43 条 官庁又は公共機関から委託生の願い出があるときは、本学学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上委託生として学長が入学を許可することがある。

(研究生)

第 44 条 本学において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、教育及び設備に差支えない限り、選考の上研究生として学長が入学を許可することがある。

(外国人学生)

第 45 条 外国人であって本学に入学を希望する者があるときは、選考の上学長が入学を許可することがある。

- 2 入学許可を受けた外国人学生は、本学の正規の学生として学則および諸規程を遵守しなければならない。

(細則への委任)

第 46 条 第 40 条より第 45 条までについて必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞罰及び懲戒

(表 彰)

第 47 条 学生が、他の模範となる行為のあった場合は、所定の手続きにより学長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第 48 条 学生が、学則及び諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、その外学生としての本分に反する行為があった場合、教授会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とし、学長が処分の手続を定める。

3 懲戒は、次の各号の一つに該当する学生に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の事由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 12 章 検定料、授業料、試験料等

(検定料)

第 49 条 入学、再入学、編入学及び転入学を志願する者並びに科目等履修生、委託生、研究生及び留学生を希望する者は、別表-2 による検定料を納付しなければならない。

(入学時学納金)

第 50 条 入学、再入学、編入学及び転入学者は、入学にあたり別表-3 による金額を納付しなければならない。

(学納金等)

第 51 条 学生は、納入期限までに別表-3 による金額を納付しなければならない。

2 実習等で特別に必要とする経費については、実費を徴収することがある。

3 再入学、編入学、転入学及び転学科者は再入学、編入学、転入学及び転学科する年次の学生に適用される学納金を納付しなければならない。

4 学納金の一部を減免することがある。減免については別に定める。

5 科目等履修生、委託生及び研究生については、別表-3 による金額を納付しなければならない。

6 学生が休学の許可を受けた場合は、休学中の授業料等を免除することがある。年度の中から復学した場合には、当該納期の授業料等を納付しなければならない。

7 学生が退学する場合は、その納期に属する授業料等を納付しなければならない。

- 8 学生が停学を命ぜられた場合においても、その停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(納付猶予)

第 52 条 授業料等学納金の徴収期において納付困難な場合は、その都度、学長に猶予を願い出てその許可を得なければならない。

- 2 猶予の期間は3か月以内とする。ただし、学長がやむ得ない理由があると認めた場合は延納あるいは分割納付を認めることができる。

(試験料その他手数料)

第 53 条 追試験料及び再試験料は、別表-4 による金額を納付しなければならない。

- 2 その他の手数料の種類及びその額については、教授会の意見を聴いて学長が別に定める。

(納付金の返還)

第 54 条 既納の検定料、授業料、試験料等はいかなる事由があっても返還しない。

第 13 章 職員組織

(職員組織)

第 55 条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

- 2 学園総長は、教学を総理する。
- 3 学園副総長は、学園総長を補佐する。
- 4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 7 教授は、専攻分野について教育上、研究上、又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 准教授は、専攻分野について教育上、研究上、又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について教育上、研究上、又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 事務職員は、事務に従事する。

第 14 章 教授会

(教授会)

第 56 条 本学に、教授会を置く。

(構成)

第 57 条 教授会は、学長、副学長、教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、准教授、講師及びその他の職員を加えることができる。

(議長)

第 58 条 教授会は、学長又は学長が指名した者が議長となる。

(審議)

第 59 条 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他諸規程に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学位授与に関する事項
 - (4) 学生の入学、退学、転学、卒業、除籍、懲戒に関する事項
 - (5) 教員の資格審査に関する事項
 - (6) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(記録)

第 60 条 教授会の議事は、学長の責任においてこれを記録し保存するものとする。

第 15 章 附属施設

(図書館)

第 61 条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営については別に定める。

(薬用植物園)

第 62 条 本学に薬用植物園を置く。

- 2 薬用植物園の管理運営については別に定める。

(漢方資料館)

第 63 条 本学に木村孟淳記念漢方資料館を置く。

2 木村孟淳記念漢方資料館の管理運営については別に定める。

(動物実験棟)

第 64 条 本学に動物実験棟を置く。

2 動物実験棟の管理運営については別に定める。

第 16 章 厚生保健

(保 健)

第 65 条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

2 学生は定期健康診断を受けなければならない。

3 学生は、感染症の予防に必要な予防接種を接種するよう努めなければならない。

4 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業履修が困難と判定された者に対して治療を命じ、又は登学を停止し、或いは休学を命じることがある。

第 17 章 研修宿泊棟

(研修宿泊棟)

第 66 条 本学に研修宿泊棟を置く。

2 研修宿泊棟に関する規程は別にこれを定める。

第 18 章 公開講座

(公開講座)

第 67 条 本学が有する学識を一般社会人の教養・文化の向上に資するために、本学に公開講座を設けることができる。

第 19 章 その他

(改 廃)

第 68 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得て行い、設置者がこれを文部科学大臣に届出るものとする。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月の入学生から適用し、既入学生に対しては、平成16年4月施行の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成21年4月1日施行の学則の附則について、平成24年11月1日をもって、「平成20年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。」とする。

附 則

この学則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降入学した学生から適用する。ただし、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条及び第58条については平成22年5月1日から適用する。

附 則

平成23年4月1日施行の学則の附則について、平成24年11月1日をもって、「平成22年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。」とする。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。平成24年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。ただし、履修に関する第4～6章については、平成27年度は、1年次制に適用し、その他の年次性については従前の履修に関する規程を適用するとともに、平成28年度以降、適用学年を年次進行で拡大していく。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。